

個 情 第 2307 号
令和 6 年 10 月 1 日

各都道府県・各指定都市
番号制度主管部（局）長 殿

個人情報保護委員会事務局参事官
（ 公 印 省 略 ）

特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件の施行について（通知）

標記について、先の「特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則及び特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件の公布について（通知）」（令和 6 年 3 月 22 日付け個情第 555 号・556 号個人情報保護委員会事務局長通知）において、特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則（令和 6 年個人情報保護委員会規則第 1 号）及び特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（令和 6 年個人情報保護委員会告示第 1 号。以下「改正告示」という。）の公布及び告示について通知したところですが、基礎項目評価書の記載事項に係る改正については、令和 6 年 10 月 1 日から施行（経過措置有り）されることから、基礎項目評価書の記載事項に係る改正関係の事務について、改めて通知します。

貴職におかれましては、本改正の趣旨を御理解いただき、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう、御配意をお願いします。また、教育委員会その他の執行機関、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。以下同じ。）、貴都道府県に関係する一部事務組合及び広域連合等の特別地方公共団体並びに地方独立行政法人等関係団体に対しても、この旨を周知いただきますようお願いいたします。市町村へ周知いただく際は、市町村より、当該市町村の教育委員会等その他の執行機関、当該市町村に関係する一部事務組合及び広域連合等の特別地方公共団体並びに地方独立行政法人等関係団体にも周知いただくよう、依頼をお願いします。

記

1. 改正の趣旨

昨今、マイナンバー及びマイナンバーカードを活用したサービスを利用する国民が不安を抱くきっかけになり得る事案が発生している。国民・住民の

信頼確保を目的とする特定個人情報保護評価制度においてリスク対策を一層強化するため、重点項目評価や全項目評価が義務付けられない小規模地方公共団体等を中心としてマイナンバー制度全体のリスク対策の底上げを促すとともに、人為的ミスに関する対策を強化する。

2. 改正の内容

基礎項目評価書中「Ⅳ リスク対策」の記載項目として、「8. 人手を介在させる作業」及び「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」を追加し、選択肢形式で措置の実施状況を評価した結果を記載することとする。あわせて、当該評価を選択した根拠について、自由記述形式により記載することとする。(指針第9の2(1))

※ 重点項目評価書又は全項目評価書と併せて提出する基礎項目評価書については、当該評価書において十分な検討がなされているため、「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」の欄に係る記載を免除することとする。

3. 施行期日

令和6年10月1日(経過措置有り)

4. 経過措置

改正後の特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)に基づき、基礎項目評価書を公表している全ての評価実施機関は、改正後の様式を用いた基礎項目評価を実施する必要があるところ、評価実施機関の事務負担に配慮しつつ十分な検討を経た評価の実施を可能とするため、改正告示附則第2条第3項において、評価実施機関は、施行日から起算して1年6月を経過するまで(令和8年3月31日まで)の間は、改正前の基礎項目評価書を公表し続けることを可能としている。

5. 留意事項等

- (1) 本日より、新様式を用いた基礎項目評価書のマイナンバー保護評価システムへのアップロードが可能となったこと(旧様式のアップロードは本日より不可となったこと)。
- (2) 重点項目評価書及び全項目評価書についても、一部仕様改善を行っており、本日以降、新様式のみアップロードが可能であること(仕様改善の内容は、「マイナンバー保護評価システムの機能改修及びシステムメンテナンスのお知らせ(周知)」(令和6年8月26日付け個人情報保護委員会事務局参事官事務連絡)を参照)。
- (3) また、基礎項目評価書、重点項目評価書及び全項目評価書について、旧様

式から新様式への転記を支援するツールの配布を開始したこと（マイナンバー保護評価システムにおいてダウンロード可能。）。

※ 転記ツールを用いて転記を行う場合、内容が正しく反映されているかどうか、各評価実施機関において最終確認を行ってください。

（４）評価書様式及び記載要領は、マイナンバー保護評価システム及びデジタルPMOからダウンロード可能であること。

（５）基礎項目評価書に関する新様式への移行状況について、令和７年４月以降に、悉皆調査を実施予定であること。

<添付資料>

【別紙１】特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則及び特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件の公布について（通知）
（令和６年３月２２日付け個情第５５５号・第５５６号個人情報保護委員会事務局長通知）

【別紙２】特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）（Excel）

【別紙３】特定個人情報保護評価指針の解説 別添２ 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）〔記載要領〕

<参考資料>

（※ いずれも既に通知済みの内容ですが、参考までに再度送付します。）

【参考資料①】基礎項目評価書の再提出をお願いします！

【参考資料②】「改正特定個人情報保護評価指針に関する担当者説明会」における説明資料（基礎項目評価書様式の改正関係部分のみ抜粋）

【参考資料③】改正特定個人情報保護評価指針に関する担当者説明会 Q & A

【参考資料④】「改正特定個人情報保護評価指針に関する担当者説明会」アーカイブ配信動画：

<https://youtube.com/playlist?list=PLUsYgnW5iaLfHIduInKcCsUc8DQiL8sBt&feature=shared>

※ 上記URLは、マイナンバー保護評価システムにも掲載しています。

※ この配信は、特定個人情報保護評価の評価実施機関を対象に限定公開するものです。URLの転載や動画の再利用は禁止します（委託事業者等の関係者への共有は可。）。

【参考資料⑤】特定個人情報保護評価指針の見直しについて（ポイント）：

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/PIA_shishin_minaoshi_point_R060401.pdf

以上